

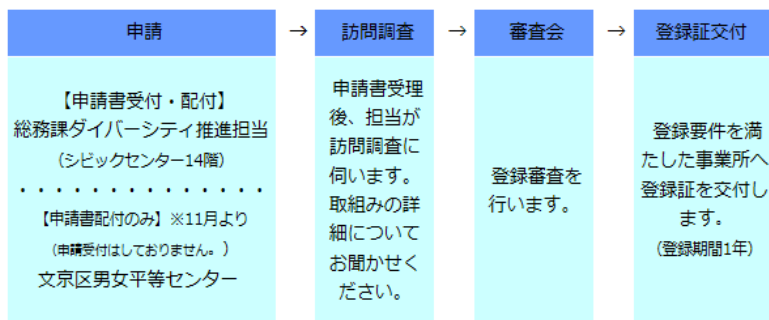
「女性のエンパワメント推進支援資金」

文京区女性のエンパワメント原則推進事業所登録事業

文京区では女性のエンパワメントを推進し、地域のステークホルダー（企業、行政、NPO等の利害と行動に直接・間接的な利害関係を有する者）との連携により、あらゆる場面での女性の活躍推進を促し、男女平等参画の実現を目指して取り組みを行う企業を募集しています。（応募対象）

区の区域内に本社又は主たる事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う事業所で以下の取組を行っている事業所

登録までの流れ（登録証の交付までに3か月程度）



女性のエンパワメント原則と取組み例

原則1 起用経営者のリーダーシップによるジェンダー平等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●女性のエンパワメントを推進するための実務担当者の設置 ●女性役員等の積極的な登用
原則2 機会の均等、インクルージョン、差別の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ●フレックスタイムやテレワーク等多様な働き方の導入 ●社員への子育て支援（保育料補助等） ●出産後の社員に対する復職支援
原則3 健康管理、安全管理、暴力撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ●パートナーの出産休暇や育児休業制度の運用 ●社内におけるハラスメント相談体制の提供
原則4 教育と研修	<ul style="list-style-type: none"> ●女性活躍推進法等の趣旨を職員へ周知 ●ジェンダーに起因するハラスメント等対策の研修実施
原則5 事業開発、流通、マーケティングビジネス活動	<ul style="list-style-type: none"> ●サプライヤー選定における、男女平等参画推進や女性のエンパワメントに配慮した指針策定 ●女性経営者及び起業家支援
原則6 地域社会のリーダーシップと参加	<ul style="list-style-type: none"> ●地域ボランティア等参加休暇制度の導入 ●女性リーダーシップによる具体的な地域での取組
原則7 透明性、成果の測定、報告	<ul style="list-style-type: none"> ●男女平等を推進するための企業方針や実施計画の公表 ●男女平等推進の進捗状況の公表

女性のエンパワメント推進支援資金 概要

資金用途：運転、設備

融資限度額：500万円以内

返済期間：元金据置6か月以内を含む5年(60か月)以内

契約利率：下記のとおり

契約利率	利子補給率	本人負担
1.9%	1.6%	0.3%

対象：文京区総務課ダイバーシティ推進担当で、「文京区女性のエンパワメント原則推進事業所登録」をした企業

必要書類：必須書類に加え、「**文京区女性のエンパワメント原則推進事業所登録**」の登録証の写しを添付してください。

申込先：東京商工会議所文京支部 月～金曜日 9:30～16:30
(文京区春日1-16-21 文京シビックセンター地下2階)

【お問い合わせ】

融資あっせんに関すること：文京区民部経済課 ☎ 03-5803-1173
文京区女性のエンパワメント原則推進事業所登録に関すること：文京区総務部総務課ダイバーシティ推進担当 ☎ 03-5803-1187